

2008年 2月 21日

# 政務調査費 改正条例に 「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F リブレ法律事務所内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

民主党名古屋市会議員団 御中

貴会派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「1件につき10,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。」との記載がありました。しかし、会計帳簿の添付は明記されておられません。

各議員ご承知の通り、「名古屋市会政務調査費の交付に関する規則」第6条の2で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっております。この帳簿の写しの添付を求めます。

なぜなら、「領収書全面公開」となれば取り扱う領収書が数万枚単位になるとの試算もあり、松原市長は2008年2月18日の定例記者会見で「(事務量増が議会事務局の)人手増を指すなら、人の補充を含めて当然やるしかない」と断言した(2008年2月19日づけ中日新聞)とのことですが、さらに会計帳簿の写しを議長に提出し情報公開条例の対象とすることで、「領収書」の閲覧・複写を行う人数も減り、人手増もそうかからないと考えます。

また、会計帳簿の写しを議長に提出すれば、情報公開条例の対象となり、条例に基づいて一部非公開とする運用も可能であり、透明性の維持と政治活動の自由の確保を調査させることも可能です。

以上のことから、会計帳簿の写しを議長に提出する内容を、改正条例案に加えられることを求めます。

本件の担当：新海・内田

2008年 2月 21日

# 政務調査費 改正条例に 「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F リブレ法律事務所内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

自由民主党名古屋市議員団 御中

貴会派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「1件につき10,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。」との記載がありました。しかし、会計帳簿の添付は明記されておられません。

各議員ご承知の通り、「名古屋市会政務調査費の交付に関する規則」第6条の2で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっております。この帳簿の写しの添付を求めます。

なぜなら、「領収書全面公開」となれば取り扱う領収書が数万枚単位になるとの試算もあり、松原市長は2008年2月18日の定例記者会見で「(事務量増が議会事務局の)人手増を指すなら、人の補充を含めて当然やるしかない」と断言した(2008年2月19日づけ中日新聞)とのことですが、さらに会計帳簿の写しを議長に提出し情報公開条例の対象とすることで、「領収書」の閲覧・複写を行う人数も減り、人手増もそうかからないと考えます。

また、会計帳簿の写しを議長に提出すれば、情報公開条例の対象となり、条例に基づいて一部非公開とする運用も可能であり、透明性の維持と政治活動の自由の確保を調査させることも可能です。

以上のことから、会計帳簿の写しを議長に提出する内容を、改正条例案に加えられることを求めます。

本件の担当：新海・内田

2008年 2月 21日

# 政務調査費 改正条例に 「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F リブレ法律事務所内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

公明党名古屋市会議員団 御中

貴会派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「1件につき10,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。」との記載がありました。しかし、会計帳簿の添付は明記されておられません。

各議員ご承知の通り、「名古屋市会政務調査費の交付に関する規則」第6条の2で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっております。この帳簿の写しの添付を求めます。

なぜなら、「領収書全面公開」となれば取り扱う領収書が数万枚単位になるとの試算もあり、松原市長は2008年2月18日の定例記者会見で「(事務量増が議会事務局の)人手増を指すなら、人の補充を含めて当然やるしかない」と断言した(2008年2月19日づけ中日新聞)とのことですが、さらに会計帳簿の写しを議長に提出し情報公開条例の対象とすることで、「領収書」の閲覧・複写を行う人数も減り、人手増もそうかからないと考えます。

また、会計帳簿の写しを議長に提出すれば、情報公開条例の対象となり、条例に基づいて一部非公開とする運用も可能であり、透明性の維持と政治活動の自由の確保を調査させることも可能です。

以上のことから、会計帳簿の写しを議長に提出する内容を、改正条例案に加えられることを求めます。

本件の担当：新海・内田

2008年 2月 21日

# 政務調査費 改正条例に 「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F リブレ法律事務所内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

名古屋市会自民党 御中

貴会派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「政務調査費の支出に係る領収書、支払証明書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。」との記載がありました。しかし、会計帳簿の添付は明記されておられません。

各議員ご承知の通り、「名古屋市会政務調査費の交付に関する規則」第6条の2で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっております。この帳簿の写しの添付を求めます。

なぜなら、「領収書全面公開」となれば取り扱う領収書が数万枚単位になるとの試算もあり、松原市長は2008年2月18日の定例記者会見で「(事務量増が議会事務局の)人手増を指すなら、人の補充を含めて当然やるしかない」と断言した(2008年2月19日づけ中日新聞)とのことですが、さらに会計帳簿の写しを議長に提出し情報公開条例の対象とすることで、「領収書」の閲覧・複写を行う人数も減り、人手増もそうかからないと考えます。

また、会計帳簿の写しを議長に提出すれば、情報公開条例の対象となり、条例に基づいて一部非公開とする運用も可能であり、透明性の維持と政治活動の自由の確保を調査させることも可能です。

以上のことから、会計帳簿の写しを議長に提出する内容を、改正条例案に加えられることを求めます。

本件の担当：新海・内田

2008年 2月 21日

# 政務調査費 改正条例に 「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F リブレ法律事務所内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

日本共産党名古屋市議員団 御中

貴会派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。」との記載がありました。しかし、会計帳簿の添付は明記されておられません。

各議員ご承知の通り、「名古屋市会政務調査費の交付に関する規則」第6条の2で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっております。この帳簿の写しの添付を求めます。

なぜなら、「領収書全面公開」となれば取り扱う領収書が数万枚単位になるとの試算もあり、松原市長は2008年2月18日の定例記者会見で「(事務量増が議会事務局の)人手増を指すなら、人の補充を含めて当然やるしかない」と断言した(2008年2月19日づけ中日新聞)とのことですが、さらに会計帳簿の写しを議長に提出し情報公開条例の対象とすることで、「領収書」の閲覧・複写を行う人数も減り、人手増もそうかからないと考えます。

また、会計帳簿の写しを議長に提出すれば、情報公開条例の対象となり、条例に基づいて一部非公開とする運用も可能であり、透明性の維持と政治活動の自由の確保を調査させることも可能です。

以上のことから、会計帳簿の写しを議長に提出する内容を、改正条例案に加えられることを求めます。

本件の担当：新海・内田

2008年 2月 21日

# 政務調査費 改正条例に 「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F リブレ法律事務所内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

市民ネット 御中

他会派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「1件につき10,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。（民主・自民・公明案）」「政務調査費の支出に係る領収書、支払証明書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。（市会自民案）」「政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。（共産案）」との記載がありました。しかし、会計帳簿の添付は明記されておられません。

各議員ご承知の通り、「名古屋市会政務調査費の交付に関する規則」第6条の2で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっております。この帳簿の写しの添付を求めます。

なぜなら、「領収書全面公開」となれば取り扱う領収書が数万枚単位になるとの試算もあり、松原市長は2008年2月18日の定例記者会見で「(事務量増が議会事務局の)人手増を指すなら、人の補充を含めて当然やるしかない」と断言した(2008年2月19日づけ中日新聞)とのことですが、さらに会計帳簿の写しを議長に提出し情報公開条例の対象とすることで、「領収書」の閲覧・複写を行う人数も減り、人手増もそうかからないと考えます。

また、会計帳簿の写しを議長に提出すれば、情報公開条例の対象となり、条例に基づいて一部非公開とする運用も可能であり、透明性の維持と政治活動の自由の確保を調査させることも可能です。

以上のことから、会計帳簿の写しを議長に提出する内容を、改正条例案に加えられることを求めます。

本件の担当：新海・内田

2008年 2月 21日

# 政務調査費 改正条例に 「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F リブレ法律事務所内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

社民党・ローカルパーティー 御中

他党派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「1件につき10,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。（民主・自民・公明案）」「政務調査費の支出に係る領収書、支払証明書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。（市会自民案）」「政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。（共産案）」との記載がありました。しかし、会計帳簿の添付は明記されておられません。

各議員ご承知の通り、「名古屋市会政務調査費の交付に関する規則」第6条の2で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっております。この帳簿の写しの添付を求めます。

なぜなら、「領収書全面公開」となれば取り扱う領収書が数万枚単位になるとの試算もあり、松原市長は2008年2月18日の定例記者会見で「(事務量増が議会事務局の)人手増を指すなら、人の補充を含めて当然やるしかない」と断言した(2008年2月19日づけ中日新聞)とのことですが、さらに会計帳簿の写しを議長に提出し情報公開条例の対象とすることで、「領収書」の閲覧・複写を行う人数も減り、人手増もそうかからないと考えます。

また、会計帳簿の写しを議長に提出すれば、情報公開条例の対象となり、条例に基づいて一部非公開とする運用も可能であり、透明性の維持と政治活動の自由の確保を調査させることも可能です。

以上のことから、会計帳簿の写しを議長に提出する内容を、改正条例案に加えられることを求めます。

本件の担当：新海・内田

2008年 2月 21日

# 政務調査費 改正条例に 「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F リブレ法律事務所内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

民主党クラブ 御中

他会派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「1件につき10,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。（民主・自民・公明案）」「政務調査費の支出に係る領収書、支払証明書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。（市会自民案）」「政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。（共産案）」との記載がありました。しかし、会計帳簿の添付は明記されておられません。

各議員ご承知の通り、「名古屋市会政務調査費の交付に関する規則」第6条の2で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっております。この帳簿の写しの添付を求めます。

なぜなら、「領収書全面公開」となれば取り扱う領収書が数万枚単位になるとの試算もあり、松原市長は2008年2月18日の定例記者会見で「(事務量増が議会事務局の)人手増を指すなら、人の補充を含めて当然やるしかない」と断言した(2008年2月19日づけ中日新聞)とのことですが、さらに会計帳簿の写しを議長に提出し情報公開条例の対象とすることで、「領収書」の閲覧・複写を行う人数も減り、人手増もそうかからないと考えます。

また、会計帳簿の写しを議長に提出すれば、情報公開条例の対象となり、条例に基づいて一部非公開とする運用も可能であり、透明性の維持と政治活動の自由の確保を調査させることも可能です。

以上のことから、会計帳簿の写しを議長に提出する内容を、改正条例案に加えられることを求めます。

本件の担当：新海・内田